

令和6年度（2024年度）第2回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年6月13日（木）午後2時開会
場 所：かでの2・7 5階 520研修室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としております。委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインで9名の委員に参加していただいておりますので、合わせて10名の委員にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、白木委員及び高橋委員については、後ほどオンラインにてご参加の予定と伺っております。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1から資料3についてはそれぞれ1と2、資料4については1から3となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は4件となっております。全て風力発電の審議でございます。

全ての各図書に係る1回目の審議となっておりますので、それぞれの事業者にご出席をいただきまして、事業概要の説明と委員からの質疑への応答を行っていただくこととしておりますので、ご承知おきください。

各議事の個別の説明は省略させていただきますが、議事（1）の（仮称）焼山風力発電事業のみが配慮書段階の審議、その他、議事（2）から議事（4）は方法書の段階の審議となります。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際、傍聴の皆様と報道機関の皆様には退席していただく場合がございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）焼山風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、先ほど事務局から説明があったとおり、事業概要の説明を事業者であるオリックス株式会社からお願いいたします。

○事業者（オリックス株式会社） それでは、（仮称）焼山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の事業内容についてご説明いたします。

本事業は、図書3ページのとおり、北海道上磯郡木古内町、檜山郡上ノ国町、厚沢部町の3自治体を事業実施想定区域としております。

設置を予定している風力発電機は複数あり、想定している最大及び最小の諸元は25ページの表のとおりで、定格出力は4.2メガワットから6.1メガワット、ハブ高さは85メートルから135メートル、ローター直径は117メートルから158メートル、最大高さは143.5メートルから214メートルです。

事業実施想定区域の検討フローは7ページを、詳細は8ページと9ページをご確認ください。

まず、局所風況マップから風況条件の良い範囲を確認し、既存道路や電力系統など、社会インフラの整備状況を確認いたしました。その上で、法令等の制約を受ける場所及び環境保全上留意が必要な場所を確認しました。これらの検討経緯を踏まえた上で事業実施想定区域を設定し、可能な限り法令等の制約を受ける場所や環境保全上留意が必要な場所を除外いたしました。

周辺の他事業については29ページの表及び30ページの図をご確認ください。

稼働中のものが江差グリーンエナジー株式会社による江差風力発電所、発電容量は21メガワット、そして、江差風力開発株式会社によるユーラス江差ウインドファーム、発電容量は19.5メガワットでございます。また、建設中のものでは、株式会社ジェイウインド上ノ国による上ノ国第二風力発電事業、発電容量は41.5メガワットでございます。

環境影響評価の方法書段階における事業は、厚沢部風力開発株式会社の（仮称）厚沢部風力発電事業、発電容量は最大48メガワット、そして、木古内風力開発株式会社による（仮称）木古内風力発電事業、発電容量は最大48メガワットでございます。

以上が事業概要となります。

○事業者（オリックス株式会社） 続いて、希少猛禽類については63ページに、センシティブティマップのメッシュ情報により、注意喚起レベルB及びCに該当しています。重要種として、クマタカ、オジロワシの分布によるものです。

65ページから72ページに渡りを掲載しております。ノスリ、サシバ、ハチクマについて、ルートに該当となっております。

74ページから77ページには、北海道の猛禽類として、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサの分布が確認されています。

植生については、92ページにおいて、事業実施想定区域北側は植生自然度9に該当するチシマザサーブナ群集、ダケカンバ群落が広がっており、植林地が点在しております。南側については、ササシラカンバ群落、シラカンバーミズナラ群落といった代償植生が確

認されております。

135 ページにおいては重要な自然環境のまとまりの場を掲載しております。植生自然度 9 及び植生自然度 10 に該当する植生、保安林が該当しております。

続いて、配慮の特に必要な施設等の事業区域との位置関係ですが、168 ページと 169 ページの表と図をご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 10.1 キロメートルの位置にある木古内中学校です。また、事業実施想定区域及びその周囲における住宅等の配置についてですが、最寄りの住宅までの距離は約 4.6 キロメートルでございます。

続いて、景観について説明いたします。

景観は、138 ページをご覧ください。

12.3 キロメートルを目安に、身近な眺望点を抽出しました。眺望点の概要は表と次のページの図のとおりで、薬師山、萩山、みそぎ浜、北海道新幹線ビュースポット、館城跡や身近な役場、自治会館を抽出いたしました。

景観資源は 140 ページをご確認ください。

景観資源は表のとおりで、周囲に段丘や溪谷、滝などがございます。事業実施想定区域との位置関係は 141 ページと 142 ページのとおりです。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場は 143 ページと 144 ページをご確認ください。

事業実施想定区域及びその周囲における人触れの状況は表と図のとおりで、ふるさとの森など、7 か所を確認いたしました。

続いて、配慮事項の選定と非選定について説明いたします。

217 ページの表をご覧ください。

本事業では、海域に生育するものを除いた動物と植物、生態系、景観の 4 項目を選定いたしました。

選定項目の理由は、218 ページの表のとおりです。

施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影は、風力発電機の設置予定範囲が最寄りの住宅から約 4.6 キロメートル以上の離隔距離があり、重大な影響を及ぼすおそれがないため、非選定といたしました。

地形及び地質は、事業実施想定区域に重要な地形、地質が存在しないことから、非選定としました。

また、人と自然との触れ合い活動の場については、事業実施想定区域内に主要な人と自然と触れ合い活動の場は存在せず、損失のおそれがないことから非選定といたしました。

続いて、累積影響についてです。

周辺他事業との位置関係は 30 ページのとおりですが、周辺他事業との累積影響に関しては、他事業の情報収集に努め、それぞれ環境影響評価手続の進捗状況も勘案し、検討を進めてまいります。

最後に、評価結果について説明いたします。

まず、動物は 261 ページをご確認ください。

水域、海岸及び市街地等を主な生育環境とする重要な種は、重大な影響はないと評価いたしました。一方で、今後検討する工事箇所によっては、濁水の流入等による生息環境への一時的な影響が生じる可能性がございます。

続いて、樹林、草地及び耕作地等を主な生育環境とする重要な種については影響が生じる可能性がございます。また、コウモリ類や鳥類については、バットストライク及びバードストライクが生じる可能性がございます。今後、区域を可能な限り絞り込み、261 ページで示した事項に留意することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

続いて、植物は 272 ページをご確認ください。

水域を主な生育環境とする重要な種については、直接改変を行わないことから、重大な影響はないと評価しております。一方で、今後検討する工事箇所や該当種の生育場所によっては、濁水の流入等による生育環境への一時的な影響が生じる可能性がございます。

樹林、草地、及び耕作地等を主な生育環境とする重要な種については影響が生じる可能性がございます。また、植生自然度 10 及び植生自然度 9 に相当する自然植生では、その一部が改変され、影響が生じる可能性がございます。今後、区域を可能な限り絞り込み、272 ページに示した事項に留意することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

鳥獣保護区、巨樹・巨木林及び特定植物群落については、事業実施想定区域以外に位置しており、重大な影響はないと評価いたしました。

保安林、植生自然度 10 及び植生自然度 9 に相当する自然植生は、その一部を直接改変するため、影響が生じる可能性があります。今後、区域を可能な限り絞り込み、278 ページに示す事項に留意することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

最後に、景観は 290 ページをご確認ください。

直接改変について、主要な眺望点は直接的な改変は生じないことから、重大な影響はないと評価いたしました。

景観資源のうち、瓜谷ダム湖については、事業実施想定区域に一部重複しているため、影響を受ける可能性はございますが、今後、290 ページに示す事項に留意することで重大な影響をさらに回避または低減できると評価しております。

また、眺望景観の変化については、主要な眺望景観に影響が及ぶ可能性がございますが、区域を可能な限り絞り込み、眺望点からの風力発電機の見えの大きさを可能な限り小さくしたことから、今後、290 ページに示す事項に留意することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） お手元にごございます資料 1-1 と資料 1-2 が関係資料となります。資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料 1 の 2 ページの質問番号 2-4 の①です。

可能な限り事業実施想定区域から除外したとされる場所につきまして、可能か否かという判断基準と、これらの場所のうち、風力発電機の設置予定範囲から除外したとされております土砂災害警戒区域と土砂災害特別計画区域以外の場所を除外する必要はないと判断した理由を質問しております。これに対して、事業者から、地形的に明らかに改変しない、構造物を設置しないというエリアにおける危険区域に関しては除外可能と判断し、土砂災害警戒区域と土砂災害特別区域以外の危険区域に関しては除外する必要がないと判断したわけではなく、工事計画が未確定であることから改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため含めているということで、今後、計画の進捗に応じて可能な限り回避に努めるようにして、やむを得ず改変が必要な場合は、関係機関との十分な協議を行い、適切な措置を講じる方針であるということで回答を得ております。

次に、6 ページの質問番号 4-4 です。

専門家ヒアリングにおいて、渡り鳥の保全上、大事な地域である旨の意見がありまして、現段階では事業実施区域の周辺のどの範囲まで、どのような手法で調査していく予定なのか、今後実施する現地調査において確認という部分について具体的に説明するように質問をしました。これに対して、事業者から、事業実施想定区域より 1.5 キロメートル程度の範囲に地点を設定し、定点観察を実施することを検討しており、秋季については一部の定点で日の出から日没において調査範囲を通過する鳥類の種名、飛翔高度、個体数を記録する帯状区画法による調査を検討すると回答を得ております。

次に、7 ページをご覧ください。

質問番号 4-8 です。

施設の稼働に伴うバットストライクやバードストライクが生じる可能性があります、重大な影響の回避または低減が可能であると評価されているところですが、図書の 60 ページに事業実施想定区域の周辺にコヤマコウモリの分布情報があることから、この種に対する重大な影響の回避または低減のために具体的にどのような対応を想定しているのか、質問をしました。これに対して、事業者から、施設の稼働に伴うバットストライクの影響については、コウモリ類の捕獲調査や夜間の踏査調査、音声モニタリングによる調査を行い、現地調査結果を踏まえて専門家等へのヒアリングを行うとともに、環境保全措置を検討し、実施することで影響の回避、低減を図っていく予定という回答を得ております。

最後に、そのすぐ下の質問番号 4-9 です。

地域における重要な群落としてヒノキアスナロ群落を挙げておりますが、この群落が含まれる事業実施想定区域北部に分布する植生自然度 9 の区域全体が重要な群落とはならないのか、影響を回避するためにも北部を除外するのが望ましいと考えられるが、事業者の見解について質問をしました。これに対して、事業者から、今後実施する植生調査におい

て分布状況を把握し、その結果を踏まえ、具体的な風力発電機及び拡幅道路の計画を検討するため、現時点では事業実施想定区域に含めているとのことでした。

本事業についての説明は以上となります。

今後、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。挙手でお願いできればと思います。

○押田委員 この場所は、近くの上ノ国町のウインドファームのとき、たしかコヤマコウモリのバットストライクが非常に問題になっていたのです。実際にこのエリアでどのくらいバットストライクが起きているのか、正確な数を私も把握が全然できていない状況です。

その後のいろいろな調査や報告でどのくらいの数のコヤマコウモリが犠牲になっているのかというデータみたいなものに基づき、その場所については慎重に検討していただけるといいのかなと思います。

この範囲の中で結構ですので、建てる場所などは慎重に検討していただければと思うのですが、バットストライクのデータは事務局にもないでしょうか。

○澁谷会長 今のはバットストライク全般についてのご質問でしょうか。

○押田委員 コヤマコウモリがこの辺りでどの程度犠牲になっているのかの把握が私もできていないので、もし新しいデータとか何かありましたらということです。事務局でもさすがにそういったことは把握されていないと思うのですが、その確認です。

○事務局（川村専門主任） ただ今のご質問につきましては、私どもの係に道庁で把握している全ての情報が入ってきているのかどうかも含め、内部の関係する課にも確認をした上で、後日、回答させていただくということよろしいでしょうか。

○押田委員 よろしく願いいたします。

そういうデータが蓄積してきているのであるならば、そのデータに配慮した風車のポジションの決め方も今後は検討できていくのかもしれないと思いました。よく分かっていないかもしれませんが、私はそう考えたのです。まずはそれをはっきりさせるところからスタートかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 もう一度確認しますが、今のご意見は、バットストライク全体の頻度と種類別の頻度が分かる範囲でということでしょうか。

○押田委員 北海道中全てとなると大変なことになりますので、今回のこの事業の周辺だけでも構いません。特に道南のほうはコヤマコウモリという非常にセンシティブなお話が出ていますので、それについてご検討をいただけるといいかなと思います。

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問はございませんか。

○大原委員 今回が最初ということなので、質問します。

2 ページの事業目的のところに政府が進めているカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということが書かれているのですがけれども、同時に、政府は、ネイチャーポジティブとゼロカーボンのバランスを取りながらやりなさいということを言われていると思うのです。しかし、ネイチャーポジティブについての記述がほとんどないと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○事業者（オリックス株式会社） ご指摘をありがとうございます。

当然のことながら、再生可能エネルギーとネイチャーポジティブの両立は必要不可欠のものであると思っておりますし、それを実現していくための環境影響評価手続だと認識しております。記載はありませんが、ネイチャーポジティブを軽視しているといったことはございませんので、申し添えさせていただきます。

○大原委員 両輪で動いていくということがとても大切だと思いますので、ぜひともそのあたりのご配慮をした上で進めていただければと思います。

もう一つ、私の専門は昆虫ですが、231 ページに重要種として昆虫 70 種ほどが挙げられています。ただ、絶滅種もこの地域にはいて、結構な数かなと思っておりますが、動物の全体の章というのでしょうか、261 ページでは昆虫の記載がほとんどありません。70 種の重要種、注目種がいるところですので、何らかの配慮が必要なのだと思っていたのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 日本気象協会からお答えをさせていただきます。

現在、文献調査の段階ですが、おっしゃるとおり、確かに絶滅種も含んでいるような状態です。今後、現地調査をやっていく中で、本来的にこの場所に生息しているものなどを把握し、必要な環境保全措置を検討していきたいと考えております。

○大原委員 よろしくお願いたします。

○澁谷会長 大原委員、大丈夫ですか。

○大原委員 調査方法が次に出てくると思いますので、その時に具体的な種との関係を見たいと思います。

○澁谷会長 ほかに質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、質問等がないようですので、本議事についての審議はこれで終了といたします。

続きまして、議事（2）に入らせていただきます。

本日が1回目の審議となる（仮称）遠軽ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

こちら1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である青天ウィンドファーム合同会社からお願いします。

○事業者（青天ウィンドファーム合同会社） それでは、（仮称）遠軽ウィンドファーム

事業の事業概要についてご説明をさせていただきます。

まず、発電所の種類ですけれども、陸上型の風力発電所となっております。発電所の出力は最大4万8,000キロワット、風力発電機の単機出力は4,200キロワットで、12基設置する計画となっております。なお、定格稼働時には出力制御を行います。

○**澁谷会長** すみませんが、図書のページ数を示しながらお願いできますか。

○**事業者（青天ウィンドファーム合同会社）** 失礼しました。図書の3ページになります。

対象事業実施区域の位置ですけれども、北海道紋別郡遠軽町美山周辺となりまして、4ページのところに図を載せております。環境影響を受ける範囲であると認められる地域は北海道紋別郡の遠軽町でございます。

ページが飛びまして、10ページでございます。

こちらに風力発電機の概要を記載させていただいております。

定格出力は4,200キロワット、ブレード枚数が3枚、ローター直径は約136メートル、ハブ高さが約112メートル、風力発電機の高さは約180メートルです。

続いて、12ページで工事計画の概要をお示ししておりまして、工事計画、工程でございますけれども、2029年に着工し、2032年の営業運転開始を目指しております。なお、冬期につきましては、積雪のため、工事を実施しない計画です。

また、本事業に関わる対象事業実施区域の面積は約630ヘクタールであり、そのうちの改変予定箇所は28.8ヘクタールとなっております。

13ページで交通に関する事項の工事用道路についてご説明をいたします。

大型部品の輸送ルートは、14ページの図2-2-5のとおり、紋別港から一般道道の713号、304号、305号を通過して、主要地方道137号等を利用する計画でございます。また、工事用資材等の搬出入に係る車両の主要な走行ルートは、15ページに図を載せさせていただいております。主要地方道の137号、遠軽雄武線、一般道道の711号を利用する計画です。

続いて、対象事業実施区域の周囲における他事業ですけれども、本事業の周囲において他事業は計画されていないことを確認しております。

続きまして、20ページと21ページの対象事業実施区域の選定根拠になります。

根拠につきましては、①の検討対象エリアの設定、②の法令等の制約を受ける場所の確認、③の環境保全上留意が必要な場所の確認までの検討の経緯を踏まえ、対象事業実施区域及び風力発電機の設置予定位置を決定しております。

検討対象エリアの①のエリアの設定のうち、Aの風況条件の確認では、局所風況マップにより風況として地上高70メートルで年平均6メートル以上の好風況が見込まれることを確認しております。Bの社会インフラ整備状況の確認では、主要地方道の137号、一般道道711号が利用可能であり、大型部品の輸送及び工事関係車両の主要な走行ルートとして利用することで道路の新設に伴う改変面積を低減することが可能であると思っております。

続いて、②の法令等の制約を受ける場所の確認です。

検討対象エリアにおける分布状況におきまして、鳥獣保護区、砂防ダム、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び保安林が存在しております。その中で、実施区域の選定に当たっては、砂防ダム、土砂災害特別警戒区域及び保安林は除外をしております。

続いて、③の環境保全上留意が必要な場所の確認におきまして、必要な施設及び住居等の分布状況は図 2-2-13 で、26 ページに記載をしております。

検討対象エリアには、環境保全上留意が必要な施設、学校及び福祉施設が存在しておりますが、風力発電機の設置予定位置からは6キロメートル離れた場所となります。なお、住宅等の周囲 500 メートルの範囲は避けて設定をしております。現状の風力発電機の予定位置から最寄りの住居までは約 1.6 キロメートル離れております。

○事業者（日本気象協会） 続いて、対象事業実施区域及びその周囲の状況について、日本気象協会から説明をさせていただきます。

内容としましては、動物、植生、重要な自然環境のまとまりの場、景観についてとなります。

まず、動物に関しては第3章の 57 ページをご参照ください。

こちらの中から鳥類に関してご説明をさせていただきます。

57 ページの上段 2 段目からですけれども、鳥類に関しましては、文献調査ではマガン、オオハクチョウ、オオジシギ、ハヤブサ、メジロ、ツグミ、カワラヒワ等の 304 種が確認されております。また、環境省でガンカモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況調査が実施されておりますが、本事業の対象事業実施区域及びその周囲において調査地点は存在しておりません。

また、鳥類の渡りルートについては 61 ページに図を記載させていただいております。この周囲においては夜間の秋季の渡りルートが確認されております。また、ノスリ、サシバ、ハチクマの渡り経路につきましては対象事業実施区域とその周囲においては確認されております。また、イヌワシとクマタカの生息状況についても区域の周囲では確認されております。続いて、オジロワシ及びオオワシの渡り調査の結果については 67 ページに図を記載させていただいております。オジロワシとオオワシについては 1 羽から 10 羽ほどの冬期滞在が文献で確認されております。

また、猛禽類につきましては、68 ページから 73 ページにわたり、ハチクマとオジロワシ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサの分布状況を載せております。対象事業実施区域を含むメッシュにおいて、いずれの種も生息が確認されているという文献調査の結果となっております。

動物の鳥類に関しましては以上となりまして、続いて植生のお話に移ります。

植生については 82 ページ、図面はその次の 83 ページにお示ししております。

対象事業実施区域の植生の大半が植林地のトドマツ植林、一部にブナクラス域自然植生のエゾイタヤシナノキ群集と下部針広混交林が存在しております。大部分を植生自然度 6 が占めております。区域の西側と南側の一部に植生自然度 9 が分布している状況とな

っております。

植物の重要群落のお話に移ります。

89 ページになります。

先ほど申しあげましたとおり、植生自然度 9 の群集が存在しているのですけれども、特定植物群落は分布しておりません。

重要な自然環境のまとまりの場については 96 ページに、図面を 97 ページにお示ししております。先ほどの植生自然度 9 の自然林のほか、冒頭の話がありました鳥獣保護区が存在しております。

動物、植物、生態系につきましては以上で、続いて景観と人触れについてです。

地元の方や区役所の方にヒアリングなどを実施した上で、98 ページと 99 ページに主要な眺望点を記載しました。ヒアリングの結果から、道の駅遠軽森のオホーツクの地点を調査地点として選定させていただいております。

続いて、環境影響の項目と調査、予測及び評価の手法という第 4 章に移ります。

167 ページに今回項目として選定したものを一覧でお示ししております。

この中でお話しさせていただくのが非選定の理由で、重要な地形及び地質の非選定の理由について 170 ページに表で書かせていただいておりますが、今回、地形及び地質については対象事業実施区域に学術上と希少性の観点から存在していないことから非選定としております。

簡単になりますが、以上とさせていただきます。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業所回答の報告をお願いいたします。

○事務局（石田係長） 委員の皆様へのご挨拶が遅れたのですけれども、私、4 月から新しく入りました環境影響審査係長の石田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明させていただきます。

資料 2-1 をご用意ください。

まず、2 ページ目の質問番号 2-7 です。

残土は対象事業実施区域の土捨て場で処理を行う予定とされておりますが、図書の 6 ページの図に示された土捨て場の位置は朝日の沢川という沢が流れている場所であることから、残土流出が懸念されることについて確認した質問になります。これに対して、事業者から、土捨て場の位置は土砂崩れが発生しにくい地山の傾斜が緩い場所を選定することや河川流出防止策として沈砂池等の排水設備を設置する事により下流域の河川へ残土流出の防止を図る旨の回答を受けております。

次に、関連する質問となりますが、4 ページの質問番号 3-1 です。

図書の 43 ページも併せてご覧ください。

図書 43 ページの赤丸で示された風力発電機の設置予定位置の一部は朝日の沢川や中川

の流域に重なっておりまして、なぜ河川上に発電機を設置する計画としたかという質問をしております。これに対して、事業者から、EADAS 及び国土地理院地図を基とした机上検討のほか、現地踏査を実施したしまして、いずれの場合でも河川上流の水流が見られなかったため、河川上に配置する計画としたとのことで、今後につきましても、現地調査の中で水流に係る現地調査を実施し、結果を準備書段階においてお示しいただける旨の回答を受けております。

次に、Q&A に戻りまして、4 ページの質問番号 3-4 です。

図書の 85 ページの図において植生自然度が示されておりますが、赤丸で示された風力発電機の一部の西側の発電機は植生自然度 9 の区域上に配置されておりまして、自然植生への影響の回避について確認する質問をしております。これに対して、事業者から、実際の調査の結果、植生自然度 9 の植生が確認された場合には回避または低減を図ることや、自然度の低い東側の範囲も設置が困難な状況ではないと思われることから、風力発電機の設置予定位置の変更も視野にご検討をいただける旨のご回答をいただいております。

次に、Q&A の 6 ページの質問番号 3-15 です。

こちらは①、②に分けて質問しておりますが、②をご覧ください。

図書の 161 ページに土砂災害関係の指定区域の図が掲載されておりまして、風力発電機設置のための作業用道路が北と中央部と南の合計 3 本配置されておりますが、中央部に位置する作業道 1 本については、土砂流危険区域とかなりの部分が重なっており、このことについての状況を確認した質問をしております。これに対して、事業者から、中央部の作業道は北と南の作業道と比べて難易度が高く、今後の現地調査等の結果によっては中央部の作業道は設置しないことも含め、今後検討していく旨の回答を得ております。

最後に、Q&A の 13 ページの質問番号 4-30 です。

動植物の踏査ルートのうち、車両通行が可能な部分が大半を占めていますが、現踏査ルートのみで区域内を網羅することは可能なのかについて質問をいたしました。これに対して、事業者から、図書に示されている現踏査ルートに加えて、現地調査時には踏査可能な範囲を網羅的に実施する方針としており、特に改変区域や植生自然度 9 が分布する区域西部についてはより注意し、調査を実施する旨の回答を得ております。

簡単ではございますが、質問事項及び事業者回答についてのご説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成をお願いしたいと考えてございます。審議会終了後、メールにてご依頼させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○大原委員 教えていただきたいのですけれども、資料 2-1 の質問 3-1 についてです。

河川上に風力発電を設置するというのでいいのでしょうか。回答を見ると、河川上流の水流が見られなかったのというご回答ですけれども、川の水が流れていないところに風力発電のための鉄塔をボーリングか何かをして建てるということなののでしょうか。

○事業者（青天ウィンドファーム合同会社） 事業者回答にも記載をさせていただいておりますけれども、今後の環境調査の結果において、常時、水流の状況を確認し、その現地の調査結果を踏まえて、河川における直接改変がないことを確認していければと思っております。そして、その際には風車の建設も検討していければと思っております。

○大原委員 声が途切れてうまく聞き取れないところもあったのですけれども、普通、川の認識としては、水が表面を流れていなくても、伏流水のような形で土の中を水が流れていたりして、どこかで水量が多くなったら表に出てくることがあると思うのです。そして、地表の下の伏流水のところにもいろいろな生物が生息しているので、川の水が見えないから地図上の川の上に建てるというのはやめたほうがいいと思いますし、生物へのダメージもかなり大きいという印象です。

前は底生動物などのご専門の方がいらっしゃったと思うのですけれども、あまり聞いたことがない話でしたので、確認させていただきました。

○事業者（青天ウィンドファーム合同会社） 了解しました。

○澁谷会長 事業者としては取りあえず委員のおっしゃったことは理解しましたということですが、いかがですか。

○大原委員 伏流水が流れているところについて、生き物がいるのかを調査してほしいと思います。おそらく、いろいろな希少なものがいると思います。

○澁谷会長 では、そのようにお願いしますが、私からも今の件についてです。

現地にてとにかく地形の確認をしっかりとお願いしたいと思いますし、私より桂委員がご専門ですけれども、沢型の地形になっているところを地形改変するというのはどうかと思います。河川地形を変えてはいけないと法律でなっていますし、そういうところの地形を改変し、設置物を置くというのは相当危険なことであると思います。

常時、水が流れていない状態なのかもしれませんが、沢型の地形である場合は避けなければいけない場所だと思いますので、そこにもしっかりと留意していただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議は以上で終了としたいと思います。

それでは、ここで一旦休憩を取ります。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

それでは、議事（3）に入らせていただきます。

本日が1回目の審議となる（仮称）仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にはお申し出ください。

こちらにも1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である JR 東日本エネルギー開発株式会社からお願いいたします。

○事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社） では、本事業の概要につきまして、JR 東日本エネルギー開発の大釜よりご説明をさせていただきます。

方法書の3ページに対象事業実施区域を掲載させていただいております。

北海道亀田群七飯町の近辺での事業の計画となっております。対象事業実施区域に七飯町及び北斗市、そして、隣接の森町の3市町村を関係市町村として選定しております。

風車の諸元については13ページに記載をさせていただいております。

現在、単機出力が4,300キロワットから6,100キロワット級で検討を行っておりますため、ハブ高、ローターの直径、最大の高さに幅を持たせております。最大の高さは159メートルから179.4メートルを想定しております。風車の配置と機種につきましては今後の調査及び景観の協議を行った上で選定を行ってまいります。

周辺の他事業につきまして、表は21ページ、図は22ページに掲載しております。

周辺事業としましては2事業がございます。そのうち、木地挽山風力発電事業につきましては実施区域が重複しておりますが、事業者にはアリングを実施し、事業化の予定がないとの回答をいただきましたので、弊社の事業の検討を進めております。

続きまして、対象事業実施区域の検討フローのご説明をさせていただきます。

図書の23ページより掲載をさせていただいております。

まず、1点目としまして、広域的な風況の状況、用地の取得の可否及び系統の状況、道路網などを検討し、範囲を設定しました。図に関しては26ページより順次掲載させていただいております。

2個目の項目としまして、NEDOの局所風況マップより風況条件を確認しました。そして、既存道路の有無を確認し、道路の新設ではなく、極力、既存道路及び林道を活用するような形で検討を進めております。

法令等の制約を受ける場所は29ページに図を掲載させていただいております。こちらより国有林を除外しまして、風車の設置範囲からは北斗市域及び崩壊土砂流出危険区域、大沼国定公園を除外しました。

景観に関しましては、きじひき高原の展望台から大沼公園、駒ヶ岳を望んだ際に風車が視野に入らないよう配置を検討しております。

最後に、環境保全上留意が必要な場所について 30 ページに図を掲載しております。

他社事業実施区域との重ね図は 34 ページに掲載をしておりますが、植生自然度 10 及びラムサール条約の湿地に関しては除外いたしました。植生自然度 9 の部分が林道部に残っています。

事業の概要については以上となります。

○事業者（日本気象協会） ここからは日本気象協会の成田から説明をさせていただきます。

まず、対象事業実施区域及びその周囲の状況ですが、動物として、希少猛禽類や事業地特有の希少種等の生息状況ということで、70 ページの図は希少猛禽類の分布を示す注意喚起メッシュとなっております。この図を見ますと、オジロワシ、クマタカの生息地が対象事業実施区域の東側に延びております部分に存在しております。

次に 72 ページと 73 ページは日中と夜間の渡り鳥ルートの図ですが、対象事業実施区域付近では、春季の夜間に北西方向へ、秋季の夜間に南西方向に移動しているという傾向が見られます。

次に、74 ページから 76 ページは、ノスリ、サシバ、ハチクマの渡りの経路を示す図ですが、ノスリは春と秋、ハチクマは春の渡りが見られます。サシバの渡りはございません。

次に、77 ページのイヌワシ、クマタカの生息分布の図ですが、対象事業実施区域の周囲でクマタカの確認があります。

78 ページは、オジロワシ、オオワシの渡りの図ですが、冬期にオジロワシ、オオワシの渡りの確認がございます。

次に、植生に参ります。

97 ページと 98 ページですが、ここには現存植生図を示しまして、100 ページと 101 ページには、植生自然度の図を示しております。

対象事業実施区域内には、ダケカンバ群落（V）、シラカンバーミズナラ群落、トドマツ植林が分布しており、ササ群落（V）、カラマツ植林が点在しているような状況です。また、対象事業実施区域の搬入路の一部に植生自然度 9 が存在しております。そして、区域内ではございませんが、南側に隣接する部分に、僅かでございますが、植生自然度 10 が存在しております。

次に、植物群落ですが、109 ページが重要な植物群落の分布です。対象事業実施区域に渡島国仁山高原木地挽山シバ草原が存在しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場を 115 ページと 116 ページに示しております。対象事業実施区域には、大沼国定公園、大沼鳥獣保護区、保安林、渡島国仁山高原木地挽山シバ草原及び一部に植生自然度 9 の植生が存在しております。

次に、配慮の特に必要な施設等と事業区域の位置関係ですが、143 ページに飛びまして、

風力発電機の設置予定範囲は赤ハッチの部分でございますが、この東約 2.4 キロメートルに大沼岳陽学校鈴蘭谷分校が存在しております。

次に、景観に参ります。

ちょっと戻りまして 118 ページですが、こちらに眺望点の一覧表を示しております、119 ページに分布図を示しております。

主要な眺望点としては 11 点を選定し、また、身近な生活環境の場の眺望点として 5 地点が存在しております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場ですが、123 ページに一覧表を示しており、124 ページには図を示しております、対象事業実施区域周辺には 4 地点が存在しております。

次は、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法についてです。

203 ページに参りまして、環境影響評価項目の選定表ですけれども、本事業のアセスにおきましても、発電所アセス省令の参考項目のほとんどを選定しております。このうち、非選定になっているものを説明させていただきますと、建設機械の稼働による水質、底質については、水域への工作物等の設置やしゅんせつを行わないため、選定しておりません。また、地形及び地質ですが、学術上または希少性の観点から重要な地形及び地質が存在していないため設定しておりません。さらに、廃棄物等のうち、残土ですが、残土につきましては、対象事業実施区域にてバランスを取って区域外への搬出を行わない計画としているため、選定をしておりません。

次に、累積的影響の調査です。

先ほどの事業者からの説明もございましたが、22 ページに戻りますと、本事業の周囲には 2 事業がございました。一つは木地挽風力発電事業ですが、今後事業を行わないということ、もう一つの（仮称）森町風力発電事業ですが、現在、方法書手続中です。しかし、本事業との水平距離が 16 キロメートル以上あります。また、本事業との位置関係として、間に駒ヶ岳を挟んでおりました、反対側に位置しておりますので、累積的な影響は考慮する必要はないと判断しました。このことにより、累積的影響の調査については実施しない方針です。

最後に、その他の全項目の調査、予測及び評価の手法ですが、212 ページ以降に記載しております。

説明は以上でございます。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） 初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業につきましては、発電所の出力規模から環境影響評価法における第 2 種事業に該当する事業ですが、事業者から経済産業省に対して方法書の作成から手続を行う旨が通知された事業であり、配慮書に係る手続は行われておりません。

本方法書につきましては4月25日付けで本審議会へ諮問させていただいております。
続きまして、資料の説明をいたします。

資料3-1に沿って、1次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。資料3-2は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料3-1の2ページの質問番号2-4です。

本図書では、風車の設置位置について設置予定範囲のみが示されており、具体的な配置案が示されていないことから、現段階で検討中の配置案を示すように質問しました。これに対して、事業者から配置案が示されましたので、別添資料3-2の3ページをご覧ください。なお、この配置案は、事業者から非公開資料として示されたものであるため、風車の具体的な配置に関連するご質問等につきましては非公開審議の場でご発言をお願いいたします。

次に、資料3-1に戻りまして、5ページの質問番号3-4です。

動物相の概要について、ノスリ、ハチクマ、オオワシ、オジロワシの渡りやオオタカやクマタカの分布情報が確認されていることについて、事業者の見解とこれを受けて調査手法へ反映した内容について質問しました。これに対して、事業者から、区域及びその周辺が猛禽類の渡りのコースに利用されている可能性が考えられ、渡り鳥の観察に特化した調査を実施することとしており、本地域における広域の猛禽類の渡りを確認できるよう、区域の南北及び東西方向の移動を確認できるよう調査地点を配置したとのことでした。

次に、三つ下の質問番号3-7です。

対象事業実施区域のほぼ全域が大沼鳥獣保護区と重複していることから、極力避けるよう対象事業実施区域を設定しなかった理由を質問しました。これに対して、事業者から、特別保護地区については除外しているとした上で、当該保護区は鳥獣の重要な生息地であると理解しているとの見解が示され、樹木の伐採や土地の改変を最小化することや重要な動植物の生息等が明らかになった区域については可能な限り影響の回避、低減を検討するとのことでした。

次に、一つ下の質問番号3-8です。

特定植物群落と風力発電機の設置予定範囲が大きく重複していることから、①ではこのような区域を妥当と判断された理由について、②ではどのような環境保全措置を検討しているのかを質問しました。これに対して、事業者から、特定植物群落と風力発電機の設置予定範囲が重複している範囲についてはほとんどが樹林地であり、当該群落の分布は限定的である可能性があることから、現地調査において当該群落の位置を確認した上で改変を回避または極力低減できるよう事業計画を検討できるものと考えているとのことでした。

次に、同じページの一つ下の質問番号3-11です。

地域の良好な景観資源と対象事業実施区域、風力発電機予定範囲の重複状況について質問しました。これに対して、事業者から、まず、大沼公園について、風力発電機設置予定

位置とは重複していないが、対象事業実施区域のうち、既存道路改変の可能性のある区域と重複しているとのことでした。また、きじひき高原については、大まかな位置を把握しているが、詳細な重複状況は確認できていないとのことでした。

次に、6 ページの質問番号 3-19 の②です。

北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインにおきまして、きじひき高原市有地の周辺に発電設備を設置する場合は噴火湾眺望台などの特定の場所から眺望した際に発電設備が極力見えないよう配慮するとされていることに対し、どのように配慮するのかを質問しました。これに対して、事業者から、今後、風車の見え方につき、フォトモンタージュを先行実施し、関係市町村と協議を実施する予定とのことでした。

次に、14 ページの質問番号 4-38 の②です。

景観の各調査地点からの最大垂直視野角について質問しております。最大垂直視野角が最も大きい地点は、きじひき高原にある村山公園で約 44.2 度、また、噴火湾眺望台で約 11.1 度であり、その他の地点は約 7.8 度から約 1.1 度とのことでした。

最後に、ページを戻っていただきまして、12 ページの質問番号 4-30 の①です。

動物、植物、生態系の踏査ルートについて、どの分類群においても同様となっていることから、どのようにしてルートを選定したのかを質問しました。これに対して、事業者から、現地踏査を行い、林道等の現時点で確実に調査可能なルートを中心に示したとのことであり、現地調査の際には風力発電機の設置予定位置等の改変箇所を網羅するよう踏査するとのことでした。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどご審議をいただいた事業と同様、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○奈良委員 今の 1 次質問の中の質問番号 3-11 の回答についてです。

対象事業実施区域のうち、既存道路改変の可能性があるというのは大沼公園の中のことなんでしょうか。どの程度の影響が大沼公園にあるのかという具体的なことを教えてください。

○事業者（日本気象協会） 方法書の 33 ページに図がございまして、大沼公園の第 3 種特別地域がございませけれども……

○事務局（川村専門主任） すみません。今の奈良委員からの質問は、資料 3-1 の 5 ページの質問番号 3-11 に関連してのもので、122 ページの図を基にご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 大沼公園の範囲が緑色の箇所になりますが、ここが対象事業

実施区域の道路改変の部分です。ひげ状に延びておりますけれども、ここの一部にかかっているということです。ただ、風力発電機を設置する予定範囲にはかかってはございません。したがって、あまり面積的には広くないと思っておりますけれども、既存道路の改変箇所にかかっているということです。

○事務局（川村専門主任） 大沼公園の中のどのような部分と対象事業実施区域が重複しているのかについてもご説明をお願いできますでしょうか。

○事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社） 122 ページの図は広域のものでして、33 ページを確認していただけると幸いです。

大沼国定公園の第3種特別地域の一部に現在林道となっている土地が含まれております。現在、ここを車両の通行ルートとして利用できないかということを検討しておりますため、一部かかっている状況だということです。

○奈良委員 景観の観点からは大沼公園自体に何かかかるということもちょっと嫌なのですけれども、278 ページに景観の調査位置の中で可視領域が書いてありますよね。大沼公園はもちろんのこと、駒ヶ岳の麓、それから、これは七飯町のまちのほうからも可視領域が広がっています。また、このエリアは、JR や高速道路が縦断しています。かなり人の目に大きくつく場所になりますので、景観が本当に変わるのではないかなという気がしています。

景観に関し、今後、どのような考え方で地域の人たちと話し合いをする予定なのか、お聞かせいただけたらと思います。

○事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社） ご指摘のとおり、こちらは多数の人が集まる場所が多く立地していると認識しております。

景観がどのように変わっていくかですけれども、今回、フォトモンタージュを先行して実施し、まずは関係市町村と協議を実施した上で皆様にご理解をいただけるような事業検討を考えております。

○奈良委員 今後、地域の住民の方も含め、納得していただけるよう、十分に話し合いをしていただきたいと思います。

○事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社） そのようにいたします。

○澁谷会長 ほかにはございませんか。

○大原委員 今はまだ方法書ですので、次に準備書の段階がもう一回あると思うのですが、事業目的のところにゼロカーボン宣言やカーボンニュートラルを挙げていますよね。しかし、政府としてはゼロカーボンとネイチャーポジティブの両輪で持続可能なことを行うということを言われています。

ここにネイチャーポジティブについての記載が全くないのですが、そのバランスをどのように考えているのか、次の準備書の段階でもいいと思うので、明らかにしておくことができるのかなと思います。

そのあたりについて何かお考えはございますか。

○事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社） こちらは、ご認識のとおり、自然豊かな土地でございますので、記載はしておりませんでした。軽視しているわけではなく、バランスを考えて事業を検討したいと思っております。準備書段階では図書に記載できるようにしたいと考えております。

○大原委員 お願いいたします。

もう一点、私は昆虫が専門ですが、87 ページから昆虫の重要な種のリストがあり、大沼に近いことからトンボが多く上げられています。トンボは山の方との移動も頻繁に行われるのですが、236 ページには、昆虫類の調査手法について記載があり、一般採集、ベイトトラップ、ライトトラップとあります。ライトトラップでは本当に来ないのですけれども、ベイトトラップというのは落とし穴ですので、これでもトンボは来ません。ですから、あとは一般採集になると思います。

気になるのは、風車のブレードの高さを飛んでいる昆虫類の中にじゅんさい沼や大沼から飛んできたものがどれだけいて、ダメージを受けるのかです。風車と飛翔昆虫の関係がよく分かっていないのですが、とても気になるところです。

季節的にどの時期にどのような種がどの程度飛んでいるというような調査が可能であれば、そういった予備的な調査といたしますか、風車を建ててからどンドントンボがたたき落とされるというのはとても残念なことです。もし調査が可能であればお願いします。

○事業者（日本気象協会） 委員のご懸念は、風車が回転することで、そういった高度を飛んでいる昆虫にも影響が出る可能性がある。しっかり調査すべきということかと思えます。

現在、そういった高い高度の昆虫の調査をする一つの手がかりとしては、事業者で設置しています風況観測塔などに何らかの機材を設置するということが考えられるかなと思っております。ただ、荷重制限などもありますので、こういったものが設置できるかはよく検討し、できることがないかを考えて、今後の調査について検討したいと思えます。

○大原委員 ぜひともよろしくお願いいたします。

コウモリのバットディテクターなど、いろいろな方法が追加され、だんだんよくなってきていると思えます。花粉を媒介する昆虫など、結構重要なものが飛んでいると思えますので、飛翔昆虫のほうもぜひともよろしくお願いいたします。

○事業者（日本気象協会） 検討させていただきます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 緑化のことについてです。

2 ページの質問番号 2-8 の緑化に伴う修景計画についてですが、基本的に在来種を使用すると書きつつも、早期緑化の観点からケンタッキーブルーグラス等を配合してやるということ。在来の種とは具体的にどういうものを想定されているか、木本なのか、草本なのかについてもお聞かせをいただければと思えます。

○事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社） 申し訳ありませんが、こちらは 2 次質問

で回答させていただきたいと思います。

○**澁谷会長** 私から先ほど奈良委員から質問があった件です。

ここはもともと観光地で、いろいろな施設がある土地で、そこに大きな風車を建てて景観に影響がないはずがないのです。それを低減しますといっても無理なのではないかなと個人的には思っています。

特に景観で非常に大きな影響を受けそうなのは七飯町だとは思いますが、地元各市町村にしっかりと説明し、ご意見を伺うようにしてください。非常に大きい影響を与える事業だとは思っています。

また、これは JR から見えるはずで、観光客にも非常に目につく施設になってしまうはずですので、できればそういう配慮も可能なようでしたら検討いただければと思います。

とにかく、地元への説明です。客観的に、非常に目立ちますよということをしつかりとお伝えし、協議をいただくようお願いしたいと思います。

ほかに皆さんから質問等はございませんか。

○**笠井委員** 関係市町村は七飯町や大沼周辺としていると思うのですが、特に大沼周辺の観光のことを考えると、函館から大沼は一体として捉えられるところがあると思うのです。可能な限りということになるのかもしれないのですが、函館市にも意見を聞く、説明をする機会を設けていただくことはできませんか。

○**事業者（JR 東日本エネルギー開発株式会社）** 函館山からの景観はどうなのかというお声もいただいているところであり、景観については特に慎重にご説明させていただきたいと考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**石井委員** 大きなところは今までの委員の意見のとおりで、非常に影響が大きいですよということだと思うのですが、私からは質問番号 4-42 についてです。

私は廃棄物の専門でして、確認といいますか、これでいいのですかということですが。

質問事項には、発生量に加え、最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う、残土についてもという指摘だったと思うのですが、ご回答を拝見させていただくと、残土の扱いが、要は、発生量を把握した上、土捨て場を対象事業実施区域内に設け、外に出さないから予測は行わないと書いてあります。客観的にいって、残土がどれだけ出ますよと、ちゃんと土捨て場があり、その容量がちゃんと確保されているので出ないということと言わないといけないのではないかなと思うのです。

予測を何で行わないのかなという素朴な疑問が生じるのですけれども、こういう書き方で結構なのでしょう。

○**澁谷会長** お分かりになりましたか。

○**事業者（日本気象協会）** ご指摘をありがとうございます。

残土が出ないのであれば、出ないということ、そして、その対策も含め、準備書にきちんと書くべきというご意見だと承りました。その方向で記載を検討したいと思います。

○石井委員 その上で、出る可能性があるのであれば、対処の方法をちゃんと書いておくということも必要かと思いますので、お願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 ご意見等がないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から非公開箇所に関し、ご質問やご意見がある場合は挙手ボタンで挙手をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 ないようですので、非公開審議は行わないこととし、本議事についての審議をこれで終了いたします。

続きまして、議事(4)に移ります。

本日が1回目の審議となる(仮称)北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

こちらが1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である東急不動産株式会社からお願いいたします。

○事業者(東急不動産株式会社) それでは、東急不動産の豊永より事業計画についてご説明をさせていただきます。

方法書の図書にのっとしてご説明します。

まず、6ページを開いていただけますでしょうか。

こちら、2-2の対象事業の内容についてですけれども、名称は先ほどいただきましたとおり、(仮称)北海道厚田風力発電事業で、陸上の風力発電事業です。

2-2-3の発電所の出力についてですが、最大9万1,500キロワットで、風車の基数は最大15基ということで、こちらはいずれも配慮書時点から変更はございません。

2-2-4の対象事業実施区域についてですが、石狩市厚田区において、約655.3ヘクタールとなっております。区域の配慮書時点からの変更点につきましては後ほどご説明をいたします。

このページの一番下の2-2-6の対象事業実施区域の状況についてですけれども、本事業は国営パイロットファーム事業において以前に開拓され、現在は耕作放棄地となっている場所でございます。

1ページめくっていただきますと、航空写真があるのですけれども、こちらの赤色の斜線で示した風力発電機の設置予定範囲は、後ろの航空写真を見ていただきますと少し薄い緑色になっていまして、ゴルフ場のように見えるところが当時の事業の跡地です。こちら

はかなり深くまで当時の林道が整備されておりますので、そちらを活用した計画を検討しております。

少しめくっていただきまして、13 ページにも実際の航空写真を載せています。耕作放棄地となっているところのほか、林道も確認ができると思いますが、こういったところを活用しながら新しい道路の造成や森林伐採を少なくした事業を検討したいと考えております。

次に、20 ページを開いていただけますでしょうか。

2-2-7 の下段の表、風力発電機の概要についてです。詳細なご説明は割愛させていただきますが、最新の風車機種の情報も反映しまして、最大高さが配慮書時点の 183 メートルから 180 メートルに少し下がっています。

次ページの 22 ページを開いていただけますでしょうか。

こちらに工事工程を記載しております。

本計画は 2027 年に着工し、2030 年に運転を開始する計画で、今、検討を進めているところです。

ページが飛びまして、348 ページをご覧ください。

間のページは、この後、日本気象協会よりご説明をさせていただきます。

こちらに関して、石狩市風力発電ゾーニング計画への対応をこのページで記載しております。本事業の大部分は石狩市ゾーニング計画におきまして環境保全エリアに該当しているところとなります。ゾーニング上、環境保全エリアに該当している項目と基準を石狩市に確認した上で、こちらに記載している表のと通りの対応方針を記載しております。

最後に、426 ページをご覧ください。

こちらで配慮書時点からの区域の変更点を記載しております。

426 ページですが、土石流危険渓流が存在していた場所を可能な限り区域から外しています。

427 ページに関しましては住宅からの離隔の状況を書いておりますが、石狩市風力発電ゾーニング計画の基準でもある 800 メートル離れた上で風力発電機の設置予定範囲を設定しております。

1 ページめくっていただきまして、428 ページです。

こちらは区域を新たに追加した場所です。輸送ルートは西側に 1 本追加してございます。新しい輸送ルートの南側の T 字のもともとあった輸送ルートに植生自然度 9 の場所や土石流危険渓流が存在するというので、そこを回避する候補として新たに設定しました。

それでは、日本気象協会に代わって、ほかの箇所のご説明をさせていただきます。

○事業者（日本気象協会） ここから私からご説明させていただきます。

まずは、対象事業実施区域及びその周囲の概況のうち、希少猛禽類について、64 ページをご覧ください。

こちらにセンシティブティマップの注意喚起メッシュの分布を掲載しております。注意

喚起メッシュは対象事業実施区域を含むメッシュでは確認されておりませんが、対象事業実施区域に隣接するメッシュで注意喚起レベルB及びCに該当しております。

それから、イヌワシ及びクマタカの生息状況について、71 ページをご覧ください。こちらに記載しておりますとおり、対象事業実施区域の周囲でクマタカの生息が確認されております。

続きまして、渡りルートについて、66 ページと 67 ページをご覧ください。

こちらのとおり、対象事業実施区域上空において渡りルートは確認されておりませんが、対象事業実施区域の周囲において、日中の渡りルートとして海ワシ類及びノスリ、夜間の渡りルートとして春季及び秋季の渡りルートが確認されております。

次に、68 ページをご覧ください。

こちらに記載しておりますとおり、対象事業実施区域においてノスリの渡り経路が確認されております。それから、72 ページのところには、オジロワシ及びオオワシについて記載しておりますが、渡りは確認されていないのですけれども、対象事業実施区域の周囲において1羽から10羽の冬期滞在が確認されております。

続きまして、植生について、90 ページと 91 ページに現存植生図の拡大図を記載しております。

こちらの計画地の周辺では、牧草地やオオヨモギ群落、ササ群落、ススキ群団が見られ、山地や丘陵地にはシラカンバーミズナラ群落、トドマツ植林、カラマツ植林などが広く分布しております。また、海岸沿いには、自然裸地やオオヨモギ・オオイタドリ群団などが分布しております。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場についてですが、109 ページに記載してございます。

こちらのとおり、植生自然度9の自然林が対象事業実施区域内、具体的には西側の既存道路沿いにおいて存在しております。

さらに、主要な眺望点の状況については111 ページに記載しております。また、人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、図面を116 ページに記載してございます。

続きまして、環境影響評価項目の選定についてご説明します。

少し飛びまして、255 ページをご覧ください。

こちらの表で丸印を記載している項目を選定してございます。

非選定の項目に関する理由については、258 ページに記載してございますが、建設機械の稼働による水質、底質については、しゅんせつ工事など、河川における直接改変を行わないことなどの理由から選定しておりません。また、重要な地形及び地質については対象事業実施区域に文化財保護法及び日本の地形、レッドデータブックなどに記載される学術上の希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないことから選定しておりません。さらに、海域の動植物については海域での工事、地形改変を行わないことから選定しておりません。それから、放射線の量については、対象事業実施区域の最寄りの測定局での測定

結果から、線量の高い地域が確認されていないため、選定しておりません。

累積的影響については、259 ページの 6.2.1 に記載しておりますとおり、累積的な影響を受けるおそれのある事業を対象とし、今後、情報収集を行った上で環境影響評価の手続の中において検討することとしております。

最後に、調査、予測及び評価の手法については 263 ページ以降に記載しておりますが、時間の都合上、説明が長くなってしまいますので、本日は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な 1 次質問とその回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（石田係長）** まず、資料 4-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明いたします。

表紙とその次の目次をめくっていただきまして、まず、1 ページには公告、縦覧の状況が記載されております。公告については日刊新聞で行ったほか、石狩市の広報誌や事業者ウェブサイト等により周知されたとのことでした。

次の 2 ページに図書の縦覧について記載がされております。インターネットのほか、関係自治体、庁舎での縦覧を実施されており、庁舎での縦覧による意見投函者数は合計 7 名であったとのことでした。

次の 3 ページには、説明会の開催状況について記載がされておりますが、会場は 2 か所で開催されており、花川北では 18 名、望来では 7 名の参加があったとのことでした。

次の 4 ページの一番下にありますとおり、意見書につきましては合計 17 名から 20 通の提出があったとのこと、5 ページ以降にその概要が掲載されてございます。

時間に限りがございますので、意見の一部を要約して伝えさせていただきたいと思いますが、まず、5 ページの意見書 1 では、1 番に風力発電は厚田区の自然を破壊するものとして建設反対の意見が記載されており、同様の反対の意見はこの後ろの複数の意見書にも記載が見られます。

次に、8 ページに参りまして、意見書 3 では、11 番において、事業実施区域の多くが石狩市における風力発電ゾーニング計画書が定める環境保全エリアとなっており、当該エリアで大規模な風力発電計画を行うことはゾーニングの取組をないがしろにするものであり、地域の理解が難しくなる旨の意見があり、こういったゾーニング計画を遵守すべきといった同様の意見はこの後ろの複数の意見書にも記載が確認されております。これに対して、事業者から、今後も石狩市及び専門家等に相談しながら事業計画を検討したい旨、回答がされております。

このほか、オオジシギやアカモズ、ホオアカなど、希少種への影響やバードストライク、バットストライクの発生を懸念する複数の意見がございまして、超低周波音等に伴う健康被害を懸念する意見も複数の意見書で確認されています。

資料の 28 ページ以降には公告等に関する資料が掲載されておりますが、本日は説明に

については割愛させていただきます。

続きまして、本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明させていただきます。

資料 4-2 をご用意いただきまして、まず、1 ページ目の質問番号 2-2 です。

方法書図書では風力発電の設置予定範囲のみが示されており、具体的な配置案が示されていないことや、今後、風車の配置によっては本方法書で示される調査地点等の見直しが必要となるおそれがあることについて質問をいたしました。これに対して、事業者から、配置案が非公開資料として提示されまして、また、調査地点については風車の設置予定範囲全体を網羅できるよう設定しており、必要に応じて調査地点等の見直しを検討する旨、回答がされております。

次に、5 ページの質問番号 3-20 です。

図書の 174 ページの図において風力発電機の設置予定範囲と崩壊土砂流出危険地区が一部重複しており、これを回避しなかった理由について質問しました。これに対して、事業者から、風力発電機のブレード旋回範囲が重複する可能性はあるものの、重複箇所においては風力発電機基礎の設置は予定していない旨の回答がございました。

次に、その下の質問番号 5-1 です。

配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解における質問でございますが、石狩市の風力発電ゾーニング計画書に関して、経済産業省がエリアの選定根拠を確認し、石狩市等と調整等を行うことと意見していることに対し、事業者が石狩市に確認した上で、環境配慮情報への対応方針を検討したと回答していることについて、その対応方針であります、先ほど東急不動産様からご説明がありましたが、図書のページで言いますと 348 ページに掲載の表の内容については既に石狩市と協議済みなのか否かについて質問をいたしました。これに対して、事業者から、石狩市とは協議が終わっているわけなく、現在も調整中であり、石狩市の検討内容を今後の事業計画に反映していきたい旨の回答がされてございます。

次に、7 ページの質問番号 6-5 です。

配慮書段階において、アカモズが事業実施想定区域に生息していてもおかしくないことなどの指摘があったところですが、このことを踏まえまして、今回の専門家の指摘にあるレーダー調査等をアカモズに対して実施することを検討しているのかという質問をいたしました。これに対して、事業者から、レーダー調査では特定の種を判別することは困難なので、アカモズについては任意観察調査及びポイントセンサス調査での確認に努めるという回答がございました。

最後に、11 ページの一番下の質問番号 7-2 です。

景観に関するご質問になりますが、図書 354 ページに示されているとおり、風力発電機の設置予定範囲の西部がゾーニングの景観資源の調整エリアと重複していることに関し、地域との合意形成の進捗を質問しております。これに対して、事業者から、今後の調査等

を踏まえて事業計画を検討するほか、個別のご説明や説明会等を実施し、地域との合意形成に努めたい旨、回答がされております。

資料についてのご説明は以上となります。

先ほどからの案件と同様に、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について後ほどご依頼させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本事業に係るご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、委員の皆様からのご質問やご意見をお願いいたします。

○**奈良委員** この地域も交通量が多く、かなりの人の目につく場所になるので、景観に対してはものすごく影響があると思っています。

その上で330ページの可視領域についてです。14ページの景観資源、それから、116ページの人と自然との触れ合いの活動の場の地点が全て可視領域の中に入っているのです。330ページでは1.4キロメートル以内でしたか、その丸の中の名前しかないのですけれども、この表の中の南側のほうのかなり広い地域で見えますし、かなりの影響があると思っています。

もちろん、石狩市の保全エリアの話もありますけれども、今回の住民の意見も尊重し、進めていっていただけたらと思います。

先ほどの計画でもそうですけれども、環境に配慮する、景観に配慮するといっていますが、このまま考えますとなかなか難しいと思います。その配慮の仕方についてはどのように考えているのでしょうか。例えば、減らす、中止も含めた可能性を聞かせていただけたらと思います。

○**事業者（東急不動産株式会社）** おっしゃるとおり、今、風力発電機の設置を予定している赤色の範囲から、全高180メートルのものを立ち上げ、見える範囲をこの図に記載しております。見える範囲が多いというのはご指摘のとおりだと思いますので、引き続き地元の方のご意見も伺いながらやっていきたいと思っています。

最後にご質問をいただきました影響が大きい場合にするのかについてです。当然ながら影響が回避できない場合には基数を減らすこと、あるいは、事業そのものを見直すということも含めて検討すべきがアセスの手续だと認識しておりますので、しっかりと検討していきたいと考えております。

○**奈良委員** そういう可能性もあるということでしっかり受け止めましたので、今後、ご検討をよろしく願います。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**押田委員** 資料4-2の10ページの質問番号6-28についてです。

小型哺乳類のトラップについてご質問していただいて、事業者回答では、ピットフォールトラップの併用も含めた設置数については20個から30個設置することやと書かれているのですけれども、ピットフォールトラップとシャーマントラップを合わせてではなくて、できればそれぞれで20個から30個、30個は多いかもしれないのですけれども、そんなよ

うな感じで少し丁寧に調査をしていただけるといいかなと思います。

今回の場所は、見た限り、ゴルフ場のように少し草がかなり生えているような感じで、そのままの自然ということではないのですけれども、こういうような場所でこそ面白い哺乳類の状況が見てとれる可能性がありますので、丁寧に見ていただけるといいのかなと思います。

また、コウモリ類の調査、小型哺乳類の調査の両方を含めてですけれども、夜間など、危ない時間帯があるかと思えます。今、ここで言うことではないのかもしれないのですが、今、北海道では熊がかなり出ています。フィールドに入るとき、熊は要注意で、学生なんかにも注意しておりますし、出会ったらすぐに調査を中止して帰る感じです。熊対策なんかも含め、調査は注意しながらやっていただければいいかなと思います。

○事業者（日本気象協会） まず、ピットフォール、トラップの個数については、ご意見を踏まえ、極力多めに設置できるように検討したいと思っております。

また、夜間調査についてご心配をいただきまして、ありがとうございます。熊等に注意し、まず安全第一で調査を実施したいと思えます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○大原委員 私からはカーボンニュートラルとネイチャーポジティブの両輪でバランスを取ってくださいとお願いしていました。今回、ネイチャーポジティブのことを記載していただき、どうもありがとうございました。

その反響といいますか、一般の人からの意見にはやはり厳しいものがあつたなという印象を受けました。反対派とレッテルを貼るのではなく、かなりバランスが必要な事業であつて、真摯に受け止めるといいますか、時代が変わってきているのだなと感じています。

政府としてこういうことを出しながらも、なかなか両輪のバランスが取れない課題ではあると思うのですが、このような形で、方法書や準備書で議論ができるようにしていただいたということにお礼を申し上げます。この後の議論もいろいろと大変だと思いますし、いろいろと非常に厳しい時代になってきているのではないかと思いますけれども、よろしくお願ひしたいですし、一般の方たちからネイチャーポジティブへの反響がきちんと出てきているということを認識していただければと思います。

○事業者（東急不動産株式会社） 非常に重要な課題だと思っております、どちらも両輪でやっていくことが今まさに求められていると思つて、今回はここを少し深めてご提案した次第です。

おっしゃっていただいたとおり、この計画については賛否両論をいただいています。また、この計画をつくるに当たっては複数の専門家の方にもお話を伺っていますし、まだ現地調査は未了ですけれども、少し現地調査をやつて、その状況を含め、できることを幾つか提案として書かせていただきました。

これで十分だとは思つておらず、引き続きアセスの中でも調査をしますし、それをもつていろいろな方のご意見を伺いながら、何とか社会課題の解決に向けてご提案ができるよ

うにやっていきたいと思います。

ご意見をありがとうございました。

○**澁谷会長** ほかにご意見等はございませんか。

○**桂委員** 私は土砂災害が専門なので、その観点からです。

今の対象事業実施区域の特に東側のほうでしょうか、過去に地滑りを起こしたような地形が確認できるのです。多分、風車は尾根沿いに設置されるものだと思いますが、過去に地滑りを起こした、ぎりぎり滑らずに残ったところが尾根になっているような感じにも見受けられるのですね。そういうところに風車を建てるのはちょっと危険かなという気がしています。

資料 4-1 で似たような意見が出ているなと思いながら見ていたのですが、23 ページの意見書の 18 番の方のご意見です。これに対して航空レーザ測量と現地踏査を実施いたしますと回答されているのですが、これはぜひやっていただきたいなと思います。

今のベースになっている国土地理院の地形図だと細かいところが見えないのです。航空レーザ測量をやっていただき、さらに現地踏査もしていただければ、そういう危ない場所をかなりの精度で除外できると思いますので、ぜひお願いできればと思います。

○**事業者（東急不動産株式会社）** 地滑り地形に関しては、特に事業地の東側で存在していることを認識しております。東側だけではないですが、今後、全域をレーザ測量して設計してまいります。十分に注意して設計をした上で関係機関のご指導を伺いながらやっていきたいと思います。

○**澁谷会長** 私から一つお願いです。

先ほどの質問にもありましたが、石狩市のゾーニング等の関係で現在協議中ということでした。ただ、意見が非常に多く出ている事業だと思います。あまりこんなにたくさん出てこないのですが、非常に多く出ているのです。石狩市の土地利用のゾーニングに関しては、多分、強制力はないと思うのですが、石狩市ではしっかりと決めておりますので、十分に尊重されるべきだと思いますし、丁寧な対応を今後もお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** ご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認をいたします。

委員の皆様から非公開箇所に関してご意見やご質問がある場合は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○**澁谷会長** 挙手がないようですので、本議事の審議を終了いたします。

それでは、予定の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○**事務局（名畑課長補佐）** 皆様、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。ま

た、途中、ネット回線の不調により、中断させてもらいましたが、申し訳ありませんでした。

次回以降の審議会についてのご連絡です。

既に委員の皆様には日程調整をさせていただいておりますが、次回の第3回は6月21日金曜日の午後に予定してございます。また、次の第4回を7月26日金曜日の午後で調整させていただいております。お忙しいところ、申し訳ありませんが、ご予約の確保及びご出席をよろしくお願いいたします。

なお、詳細な日時等についてはまたご連絡させていただきます。

3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまです。

以 上